

業務用冷凍空調機器

第二種冷媒フロン類取扱技術者講習

募 集 要 綱

(受講者用)

一般社団法人 岡山県冷凍空調協会

◇第二種冷媒フロン類取扱技術者とは◇

冷凍空調業界団体では、フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器の使用時漏えいを削減するため、「冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい防止ガイドライン（JRA GL-14）（日冷工の規格）」、「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検資格者規程（現「冷媒フロン類取扱技術者制度規程）」、「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン（JRC GL-01）（日設連の規格）」を制定（制定日：平成 22 年 10 月 1 日）し、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の漏えい防止に取り組んでいます。

冷媒フロン類取扱技術者制度は、上記ガイドライン（JRC GL-01）に従い、使用中の機器の漏えい点検を行い、早期に「漏えい」を発見・処置することで、フロンの漏えいを最小限に抑え、地球温暖化防止を図ることを目的として制定され、使用中の業務用冷凍空調機器所有者との事前打ち合わせから、実際の漏えい点検作業、点検結果の記録、報告までを適切かつ確実に実施する技術者を養成しています。

平成 27 年 4 月 1 日よりフロン排出抑制法が施行され、漏えい防止の管理、冷媒フロンの取り扱いには、より高度な技術的知見を有することが求められており、「冷媒フロン類取扱技術者」は、冷媒フロンの「予防保全」「漏えい点検」「回収」「充填」に関して、法で要求されている「知見」が備わった技術者として冷凍空調業界団体が認定する民間資格となります。

（一財）日本冷媒・環境保全機構（略称：JRECO）が認定する『**第二種冷媒フロン類取扱技術者**』資格は、「第一種冷媒フロン類取扱技術者」資格に準ずる一定規模の範囲での資格として位置付けられ、前述の「知見」を備えた技術者の資格となります。日頃の業務において、業務用冷凍空調機器の点検や保守サービスに携わっている技術者の方は当該資格を取得下さいませよう、よろしくお願いいたします。

なお、資格を取得するには、上記規程に定められた講習を受講し、修了審査に合格する必要があります。

冷媒フロン類取扱技術者制度規程（抜粋）

（適用範囲）

第5条 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器について、冷媒系統の漏れ点検及び冷媒フロン類の充填・回収を行う者に適用する。

2 第二種冷媒フロン類取扱技術者は、フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器からの冷媒フロンの回収を行う者及び業務用冷凍空調機器のうち空調機器については、圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力 25kW 以下の機器、冷凍冷蔵機器については、圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力 15kW 以下の機器について、冷媒系統の漏れ点検及び冷媒フロン類の充填を行う者に適用する。

※、「第一種冷媒フロン類取扱技術者」の募集要綱については、認定団体の（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（略称：日設連）のホームページ（<http://www.jarac.or.jp/>）にて、ご確認ください。

1. 開催要領

(1) 受講資格 <有資格者と無資格者の場合の、2通りがあります。>

(冷媒フロン類取扱技術者制度規程第13条第2項、同実施細則)



有資格者の場合

(第二種でいう「有資格者」とは、下記の①～⑨の資格の一つ以上を保有している方をいいます。)

業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験(※1)を1年以上有し、下記資格の一つ以上を保有していること。ただし、⑨のウ. に該当する者は、保守サービスの実務経験は不要とする。さらに、【7. 別表 職業能力開発促進法に定める公共職業能力開発施設】において技能照査に合格かつ職業訓練を修了し、訓練時間1,400時間以上の者は不要とする。

- ①冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者(※2)
- ②フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
- ③高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)一種・二種・三種
- ④冷凍空気調和機器施工技能士 一級・二級
- ⑤冷凍空調技士 一種・二種
- ⑥冷凍空調工事保安管理者 A区分・B区分・C区分
- ⑦技術士(機械部門・衛生工学部門)
- ⑧自動車電気装置整備士(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)
- ⑨その他上記③から⑥の資格者と同等以上の知見を有する者として定められた者(下記のアからオ)
- ア. 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員(旧)
- イ. 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者
- ウ. 高圧ガス製造保安責任者(甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、丙種化学)でかつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5年以上従事した者
- エ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械一種・二種・三種)試験合格者
- オ. 冷凍空調技士(一種・二種)試験合格者



無資格者の場合

業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験(※1)を3年以上有すること。

(※1)「実務経験」とは、原則として「冷凍空調設備業」を行っている企業でかつ「高圧ガス販売」事業所において、業務用冷凍空調機器の施工、保守・メンテナンス業務の経験のこと。

[保有資格の有無による受講に必要な実務経験年数]

保有資格の有無	受講に必要な業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験
あり(有資格者: 上記①～⑨の資格の一つ以上保有)	1年以上
※⑨のウについては品質管理業務に5年以上	不要
※【7. 別表】に該当する者で有資格者	不要
なし(無資格者)	3年以上
※【7. 別表】に該当する者で訓練時間1,400時間以上	2年以上
※【7. 別表】に該当する者で訓練時間2,800時間以上	1年以上

(※2) 「①冷媒回収推進・技術センター (RRC) が認定した冷媒回収技術者」について

- (1) RRC 冷媒回収技術者の方で、登録証の紛失等で登録証の写しが添付できない場合は、「受講資格証明書」を発行します。JRECO (電話 (03) 5733-5311) までご連絡下さい。
- (2) 受講申込み時点で RRC 冷媒回収技術者の資格が失効している場合でも①と同等とみなし、受講することができます。その場合は、「失効している登録証の写し」または上記の「受講資格証明書」を添付して下さい。ただし、失効している場合の受講料は23,100円 (税込み) となります。(本当に失効しているか、ご注意下さい。ご不明な場合は JRECO (電話 03-5733-5311) までご連絡下さい。)

(2) 講義内容

9 : 30 ~ 16 : 45 (開始時間等は会場毎に異なります)

内 容	講義時間(分)
オリエンテーション (あいさつ)	5
第1章 冷媒フロン類の地球環境問題	20
第2章 冷凍空調機器に関わる関係法令及び安全衛生	40
第3章 冷凍の基礎と運転診断	50
第4章 業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程	10
第5章 業務用冷凍空調機器 フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン (JRC GL-01)	90
第6章 冷媒フロン類の回収・充填	40
修了考査の説明	10
修了考査*	60
その他 (昼食休憩、途中休憩等)	110

※) 修了考査試験は、四者択一の25問。テキスト・教材類の参照禁止。

2. 申込み要領

(1) 提出書類

1) 受講願書 (様式2)

- ① 顔写真1葉 (縦3cm×横2.4cm、カラー) を貼付
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

巻末の「チェックリスト」でご確認のうえ、提出して下さい。

2) 業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経歴書 (様式1)

3) 受講票 (様式4)

- ① 顔写真2葉 (縦3cm×横2.4cm、カラー) を貼付
(写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい)

※「顔写真」は、受講願書 (様式2) と受講票 (様式4) で、合計3葉必要になります。

(合格後は、技術者証の顔写真となりますので、出願前3か月以内に撮影したカラー写真 (上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし) で鮮明なものをご用意下さい)

4) 添付書類 (縮小等により①~③は別のA4の用紙に貼付して下さい。3つの書類を同一用紙に貼付しても可)

① 受講料23,100円(税込み)の振込み控え (写)

(資格有効のRRC冷媒回収技術者の場合、受講料は17,600円 (税込み))

② 身分を証明する以下いずれか1つの書類等

(A4の用紙に、氏名・生年月日・現住所が確認できる部分も合わせてコピーして下さい)

ア. 住民票 イ. 運転免許証の写し ウ. 健康保険証の写し エ. パスポートの写し

③ 受講資格を証明する資格者証等の写し (縮小等して可)

④ 7. 別表に該当する有資格者又は無資格者で、職業訓練時間を除く保守サービスの実務経験を満たしていない者は、技能照査合格証書、修了証書の写し

(2) 申込方法

角2封筒(A4用)に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法(書留や特定記録等)で郵送して下さい。(封筒の前面に、「第二種冷媒フロン類取扱技術者講習申込書在中」と明記して下さい。)

申込先 (一社)岡山県冷凍空調協会 〒700-0913 岡山市北区大供 1-2-27
tel. 086-230-3231 Fax. 086-230-3233

(3) 受講料

23,100円(税込み)

但し、資格有効のRRC冷媒回収技術者の場合、17,600円(税込み)

*教材費を含みます。

*資格有効のRRC冷媒回収技術者が受講料17,600円(税込み)で申込をする場合は、必ず受講申込み時点で資格有効な登録証の写しを添付して下さい。

添付できない場合、受講料は23,100円(税込み)となります。

*受講申込み時点で、RRC冷媒回収技術者の資格が失効している場合は、受講料23,100円(税込み)となります。なお、受講の申込後に資格有効であることが判明しても、差額等の返金はできませんので十分ご注意下さい。

*振込手数料は振込人のご負担です。

*受講料は原則返還しません。但し、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程(第二種)運営要領第8条第3項に該当する場合は、同運営要領第9条の規定に従い受講料を返還します。

(4) 受講料振込先

中国銀行 平井支店 普通 1406874 口座名: (一社)岡山県冷凍空調協会

(5) 受講票の送付について

① 受講申込みをされた方には、受講資格及び提出書類により受講審査を行い、受講資格があると認められた者には、受講料の入金確認後、「受講票」を送付します。(原則、受講日の10日前までに送付します)

受講が認められなかった者には、その旨の通知と申込関係書類、審査手数料2,140円(税込み)と返還に係る費用を差し引いた受講料を返却します。

② 受講票又は再受講票と一緒に、講習で使用する「テキスト」を送付します。原則、会社宛に送付します。*「テキスト」は再受講者にも送付します。

(6) 願書等送付先・問い合わせ先

(一社)岡山県冷凍空調協会 〒700-0913 岡山市北区大供 1-2-27
tel. 086-230-3231 Fax. 086-230-3233

3. 修了考査の実施

(1) 修了考査

講習の最後に修了考査を実施します。

試験は、四者択一式の25問です。

試験の際は、テキスト類の参照はできません。

(2) 合否発表

合否の発表については、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構のホームページ(www.jreco.or.jp)に、開催場所毎に技術者番号を一定期間公表します。合格者には、「第二種冷媒フロン類取扱技術者講習」修了考査試験結果通知書(様式7)及び第二種冷媒フロン類取扱技術者証(様式3)を送付します。不合格者には、実務経歴書(様式1)・再受講願書(様式5)・再受講票(様式6)・修了考査試験結果通知書(様式7)を送付します。

合格者は、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構のホームページ(www.jreco.or.jp)技術者名簿に公表されます。公表内容は、技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名、有効期限です。

(3) 技術者証の交付

合格者には「第二種冷媒フロン類取扱技術者証」(様式3)を交付します。

(4) 不合格者への特例措置

講習を受講したが、修了試験に不合格になった者に対し、不合格後1年以内に1回まで受講免除し、修了試験のみで受けられます。再受講料は11,550円(税込み)(受験も可)

※新規受講時、RRC資格の特別受講料で受講した場合でも、再受講料は11,550円(税込み)です。

(5) 合格者のデータベース化

修了考査試験合格者は、第二種冷媒フロン類取扱技術者として、JRECOのホームページに公表します。公表内容は、技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名、有効期限です。

4. 第二種冷媒フロン類取扱技術者証の更新

(1) 有効期限

第二種冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限は、5年間です。

更新をしなければ、有効期限後は、技術者証は無効となります。

(2) 更新

有効期限を延長する場合は、更新手続きをする必要があります。

5. 個人情報保護について

(1) 法令等の遵守

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構は、第二種冷媒フロン類取扱技術者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

(2) 利用目的

利用目的は以下のとおりです。

- 1) 第二種冷媒フロン類取扱技術者講習申込の受講審査及び個人認証のため
- 2) 第二種冷媒フロン類取扱技術者に対し、冷凍空調工事等に関連した情報提供のため
- 3) 第二種冷媒フロン類取扱技術者の技術証等の再発行、更新講習のため
- 4) 第二種冷媒フロン類取扱技術者制度の推進のために実施する、各種アンケート調査等のため
- 5) 技術者制度のデータベースのため
- 6) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため

(3) 適正な個人情報の取得

個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

(4) 第三者への提供

次の場合を除き個人情報を第三者に提供することはありません。

- 1) 第二種冷媒フロン類取扱技術者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
- 2) 法令に基づく場合。
- 3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、第二種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、第二種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、第二種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 安全管理

- 1) 個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2) 個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
- 3) 個人情報の取扱い全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4) 個人情報の取り扱いの苦情については、適切かつ迅速な対応をいたします。

6. 業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程（第二種）運営要領（抜粋）

(講習の申込み)

第6条 講習の申込みに当たり、申込者は、規程第14条に規定する書類及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

(受講審査等)

第7条 前条により受講の申込みのあった者に対し、次に掲げる基準に適合する者の受講を認める。

- (1) 受講の申込者が規程第13条第2項の規定に該当する者であること。
 - (2) 前条に規定する必要な書類の提出及び適切に記載されていること。
 - (3) 第8条に規定する受講料が払い込まれていること。
- 2 前項の審査は、願書及び添付書類により行う。
- 3 願書又は添付書類に不備を認めたときは補正を求め、補正できないとき又は受講の資格を有すると認められないときは、理由を付して、願書その他の書類と受講料を返還する。
- 4 第1項の規定により受講が認められ、かつ受講料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した受講・受験票を交付する。
- 5 受講・受験票を交付すると同時に、原則、講習で使用するテキストを送付する。
- 6 受講者は受講・受験票を携行し、テキストを持参しなければならない。

(受講料)

第8条 受講料の額は23,100円(税込み)とする。但し、資格有効の冷媒回収推進・技術センター登録冷媒回収技術者の場合は、受講料の額は17,600円(税込み)とする。

- 2 受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。
 - (1) 前条の審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
 - (2) 日設連又は日冷工又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (3) 受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (4) 受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったとき但し、返却する場合は、受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

(受講料の返還)

第9条 前条第3項に規定する受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- (1) 前条第3項(1)の場合は、審査手数料2,140円(税込み)と返還に係る費用
- (2) 前条第3項(2)の場合は、0円
- (3) 前条第3項(3)及び(4)の場合は、受講票交付以前においては、(1)の金額。

受講票交付後においては、5,200円(税込みと返還に係る費用)

(受講票の携行)

第10条 講習を受講する者は、講習当日、必ず受講票を携行しなければならない。忘れた場合は、受講できない場合がある。

- 2 再受講する者は、前項の規定を準用する。

(再受講手続き)

第12条 規程第22条の規定により再受講する者は、再受講願書(様式5)に第20条に規定する修了考查試験結果通知書(様式7)の写し及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

- 2 前項の再受講願書の記載に不備がなく、かつ再受講料の納入が確認されたときは、再受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した再受講票を交付する。

3 再受講者は、再受講票を携行しなければならない。

(再受講料)

第13条 再受講料の額は11,550円(税込み)とする。

2 再受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。

3 既納の再受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。

(1) 日設連又は日冷工又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき

(2) 受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき

(3) 受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったとき

但し、返却する場合は、再受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

(再受講料の返還)

第14条 前条第3項に規定する再受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

(1) 前条第3項(1)の場合は、0円

(2) 前条第3項(2)及び(3)の場合は、再受講票交付以前においては、返還に係る費用。再受講票交付後においては、3,160円(税込み)と返還に係る費用。

(合否の通知)

第20条 合否の判定結果は、修了考査試験結果通知書により本人に通知する。

(不正手段による受講者に対する措置)

第21条 理事長は、不正手段によって講習を受けようとし、又は受けた者に対しては、その受講を停止し、若しくは合格の決定を取り消すものとする。

(第二種冷媒フロン類取扱技術者証の交付及び再交付)

第22条 規程第23条の規定により、第二種冷媒フロン類取扱技術者証(以下「技術者証」という)を交付する。

2 技術者証に次の各号が生じた場合には、申請者の申請により技術者証の再交付をすることができる。

(1) 氏名を変更したとき

(2) 技術者証を亡失や汚損、破損したとき

3 第二種冷媒フロン類取扱技術者は、技術者証を前項の理由により再交付を申請する場合は、その理由を記載した技術者証再交付申請書を理事長に提出し、技術者証の再交付を受けるものとする。

4 技術者証の再交付申請料は、5,200円(税込み)とする。

(内容の変更)

第23条 技術者証及び提出した願書の記載内容に変更がある場合は、速やかに「登録内容変更申請書」(様式9)によりJREC0事務局まで届出するものとする。

(有効期限)

第24条 技術者証の有効期限は、交付した日から5年間とする。但し、技術者証の初回交付の有効期限は、技術者証交付の日から5年経過後の6月30日(技術者証交付の日が1月1日から6月30日の場合)または12月31日(技術者証交付の日が7月1日から12月31日の場合)までとする。この有効期限は、技術者証の表面に記載するものとする。

2 第二種冷媒フロン類取扱技術者は、規程第25条に規定する更新講習を受講し、技術者証の有効期限を5年間延長することができる。

7. 別表 職業能力開発促進法に定める公共職業能力開発施設

	施設名	技能照査合格証書			修了証書		
		訓練課程名	訓練科名	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科の名称	訓練時間
1	岩手県立産業技術短期大学校	高度職業訓練 専門課程	居住システム系 建築設備科	高度職業訓練	専門課程	建築設備科 (職業能力開発促進法施行規則別表第6によるもの)	2,808
2	福島県立テクノアカデミー会津	普通課程の普通職業訓練	電気配管設備科 ^㉔ (冷凍空調和機器施工)	普通職業訓練	普通課程	電気配管設備 (電気設備) 科 (職業能力開発促進法施行規則別表第2によるもの)	2,800
3	茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	普通課程の普通職業訓練	建築システム (冷凍空調設備) 科 ^㉔	普通職業訓練	普通課程	建築システム科	2,800
4	栃木県立県央産業技術専門校	普通課程の普通職業訓練	設備施工系 冷凍空調設備科 ^㉔	普通職業訓練	普通課程 (本科)	建築設備科 (設備施工系 冷凍空調設備科) (職業能力開発促進法施行規則 別表第2によるもの)	2,816
5	埼玉県立中央高等技術専門校	普通課程の普通職業訓練	設備施工系 冷凍空調設備科 ^㉔	普通職業訓練	普通課程	空調システム科 (設備施工系 冷凍空調設備科) (職業能力開発促進法施行規則別表第2によるもの)	2,800
6	埼玉県立川口高等技術専門校	普通課程の普通職業訓練	設備施工系 冷凍空調設備科 ^㉔	普通職業訓練	普通課程	空調システム科 (設備施工系 冷凍空調設備科) (職業能力開発促進法施行規則別表第2によるもの)	2,800
7	千葉県立船橋高等技術専門校	普通課程	設備施工系 冷凍空調設備科 ^㉔	普通職業訓練	普通課程	設備施工系 冷凍空調設備科 (職業能力開発促進法施行規則別表第2によるもの)	1,400
8	東京都立中央・城北職業能力開発センター	普通課程の普通職業訓練	設備施工系 環境空調サービ斯科 ^㉔ (職業能力開発促進法施行規則上の名称 設備施工系 冷凍空調設備科)	普通職業訓練	普通課程	設備施工系 環境空調サービ斯科 (職業能力開発促進法施行規則上の名称 設備施工系 冷凍空調設備科)	1,400
9	長野県松本技術専門校	普通課程	設備施工系 冷凍空調設備科 ^㉔	普通職業訓練	普通課程	電気・設備科 冷凍空調設備コース (職業能力開発促進法施行規則別表第2中 設備施工系 冷凍空調設備科によるもの)	2,800
10	静岡県立清水技術専門校	普通課程の普通職業訓練	設備施工系 配管科 ^㉔ 冷凍空調設備科 ^㉔	普通職業訓練	普通課程	設備施工系配管科 (職業能力開発促進法施行規則別表第2)	2,811
11	大阪府立南大阪高等職業技術専門校	普通課程の普通職業訓練	設備施工系 冷凍空調設備科 ^㉔ (空調設備科)	普通職業訓練	普通課程	設備施工系 冷凍空調設備科 (空調設備科) (職業能力開発促進法施行規則別表第2によるもの)	1,400
12	山口県立東部高等産業技術学校	普通課程の普通職業訓練	設備施工系 冷凍空調設備科 ^㉔ (設備システム科)	普通職業訓練	普通課程	設備施工系 冷凍空調設備科 (設備システム科) (職業能力開発促進法施行規則別表第2によるもの)	2,808
13	福岡県立福岡高等技術専門校	普通課程の普通職業訓練	設備施工系 冷凍空調設備科 ^㉔	普通職業訓練	普通課程	設備施工系 冷凍空調設備科	1,408

8. 新型コロナウイルスの感染症対策における講習会の開催について

(1) 講習会当日について

発熱等の風邪症状がみられる場合は受講を見合わせてください。状況によっては受講をお断りすることがあります。(本来ならば、欠席扱いで、受講料を全額徴収するところですが、一部手数料(5,200円(税込み))と返還に係る費用を差し引いた額を返金いたします。)

(2) 講習会場に来場するにあたって

マスクを着用してご来場ください。(マスクがないと受講できません。)

咳エチケットや手洗いなどの実施などにご協力ください。

アルコール除菌液等を準備しておりますので、ご使用ください。

運営のスタッフ及び講師もマスクを着用します。

受付時に検温を実施し、37.5度以上の場合、会場での受講をお断りする場合がございます。

(3) 講習会受講について

受講にあたっては、マスクの着用・手指の消毒・咳エチケットの励行など感染症予防対策にご協力ください。また、講習中ではもとより、休憩中の会話は、飛沫感染防止のため、極力控えるようにご協力ください。

(4) 換気実施に伴う対策について

講習会場では、状況により窓等を開放し自然換気を行う場合があります。そのため、冷暖房効果が損なわれることがありますので、衣服対策等を十分をお願いします。

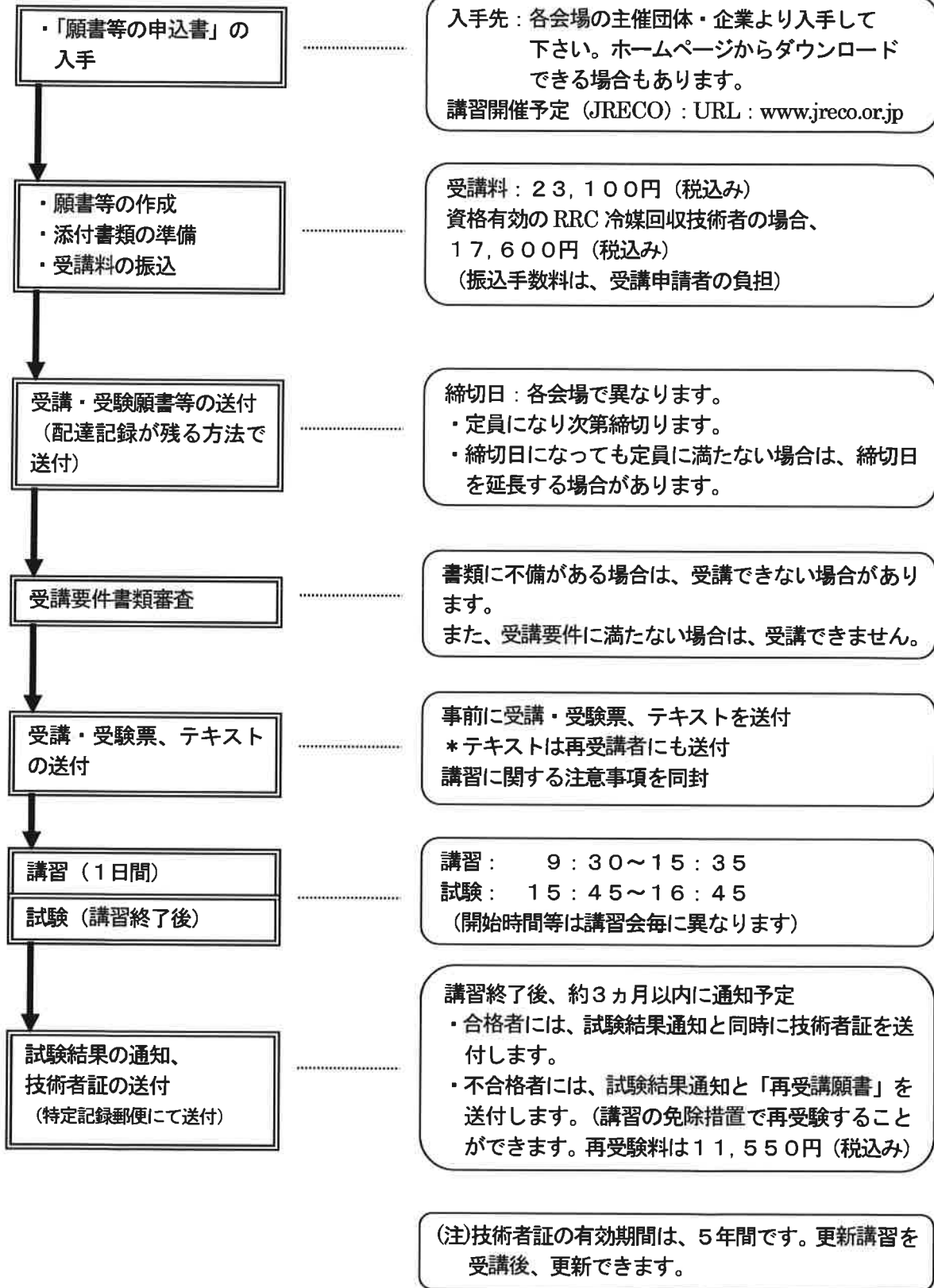
(5) 受講者間の確保について

受講者数を制限して可能な限り受講者間の距離を確保しています。休憩時間中についても一定の距離を保つようお願いします。

(6) 受講者の感染が確認された場合の保健当局への情報提供について

万一、受講者の感染が確認された場合で、各自治体の保健所等において、他の受講者が濃厚接触者に該当すると判断された場合、受講者の連絡先等の情報提供が要請される場合があります。公益性の観点から、このような要請があった場合は、保健所等に対して必要な情報提供をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

申込みから合否発表までの流れ



(様式1)

業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等 実務経歴書

(第二種冷媒フロン類取扱技術者講習)

第2種
冷媒フロン類
取扱技術者

受講申請者の業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経験について相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者

所在地	〒	—
事業所名		
役職名		
氏名	印	
連絡先		

※証明者は、所属企業の代表者または事業所の責任者、部長等の責任のある立場の方

受講申請者

氏名		生年月日 (西暦)	年 月 日生
勤務先名		証明者との関係	
冷凍空調機器・設備の保守サービス 実務経験年数	年 月	※左記実務経験について、無資格者は3年以上、有資格者は1年以上ないと受講できません。 ※左記実務経験に、【7. 別表】の訓練施設で、技能照査に合格かつ職業訓練を修了した者は、訓練年月(1年又は2年)を経験年数に含むことができる。 ※⑨ウについては保守サービスの実務経験は不要とする。	
冷凍空調機器の 製造・品質管理 業務年数	年 月	※左記は受講資格が⑨ウの「高圧ガス製造保安責任者(甲種、乙種、丙種化学又は機械)」で受講する方のみご記入下さい。 ※左記の業務年数は5年以上ないと受講できません。	

実務経験年数とは、「冷凍空調設備業」を行っている企業でかつ「高圧ガス販売」事業所において、施工、保守・メンテナンス業務の経験年数のこと。

証明者と受講申請者が同一の場合にのみ、この誓約書欄に署名・押印して下さい。

この業務経歴書の記載内容が事実と異なる場合は、登録を取り消されても異存がないことを誓約します。

氏名	印
----	---

業務用冷凍空調機器
第二種冷媒フロン類取扱技術者講習
受講願書

第2種

冷媒フロン類
取扱技術者

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 御中

標記講習を受講したいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

申込日: 年 月 日

写真貼付欄
(カラー写真)
正面无帽
3カ月以内撮影
タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

撮影年月
(西暦で記入)
20 年 月

受講希望会場	会場名: 第 回 会場 [受講日 年 月 日]				
フリガナ 氏名	印	性別 ☐ 男 ☐ 女	生年月日	西暦 年 月 日	
フリガナ 現住所1 (都道府県名から記入)	〒 - 都 道 府 県				
フリガナ 現住所2 (建物名、部屋番号など)					
電話番号など	電話 ()		FAX ()		
	E-mail				
フリガナ 勤務先名					
部署名			役職名		
勤務先住所1	〒 - 都 道 府 県				
勤務先住所2 (建物名など)					
勤務先 電話番号など	電話 ()		FAX ()		
	E-mail				
受講資格等 [1.~10.に○] (該当する種・級・ 区分・部門にも○) (右記10.以外、 資格者証等の 写しを添付)	1.	冷媒回収推進・技術センター(RRC)登録冷媒回収技術者 [登録番号(6ケタ数字記入) :]			
	2.	フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者			
	3.	高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)	1種	2種	3種
	4.	冷凍空気調和機器施工技能士	1級	2級	
	5.	冷凍空調技士	1種	2種	
	6.	冷凍空調工事保安管理者	A区分	B区分	C区分
	7.	技術士	機械部門 ・ 衛生工学部門		
	8.	自動車電気装置整備士			
9.	知見を有する者(ア~オに○)				
ア	高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員(旧)				
イ	冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者				
ウ	高圧ガス製造保安責任者(甲種・乙種・丙種化学又は機械)				
エ	高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械1種・2種・3種)試験合格者				
オ	冷凍空調技士(1種・2種)試験合格者				
10.	上記1~9の資格の保有なし(無資格)				

注) 関係書類は、裏面に記載してあります。必ず添付して下さい。

※これより下は事務局処理欄

受講番号

講習会番号

受付

経歴書	経歴確	資格	資格写	振込控	受講票	身分証
	サ	製				

修了考査	合否

※当該願書に記載された事項は、第二種冷媒フロン類取扱技術者講習の受講・受験に関わる通知や合格後の修了者の管理やホームページへの合格者の氏名、会社名の公表、その他更新関係の通知や情報提供等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

様式2(裏)

この受講願書には、下記の書類を添付して下さい。

- 1) 受講願書(本紙)
- 2) 業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等 実務経歴書(様式1)
- 3) 受講票(様式4)
- 4) 添付書類1 受講料の振り込みの控え(写し)
- 5) 添付書類2 身分を証明するもの
(運転免許証の写し、健康保険証の写し、住民票、パスポートの写しのいずれか1つ)
※氏名・生年月日・現住所が確認できるようにコピーして下さい。
- 6) 添付書類3 各種資格の資格者証、合格証、修了証、登録証等の写し
(「無資格者」で受講する場合は不要)

* 4)～6)は別なA4用紙に貼付してください。3つの書類を同一用紙に貼付しても可。

* 写真は、裏に氏名を記入のうえ貼付して下さい。(撮影後3ヵ月以内のもの)

様式3

(表)

第二種	業務用冷凍空調機器	
	冷媒フロン類取扱技術者証	
	技術者証番号	第 号
	氏 名	○ ○ ○ ○
	(生年月日 年 月 日)	
この技術者証は、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程第23条により交付されたものであることを証します。 取得年月日 年 月 日 交付年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構		

(裏)

備考	
○第二種冷媒フロン類取扱技術者は、作業中はこの技術者証を常に携帯して下さい。 ○住所等に変更があった場合には、必ず当機構までご連絡下さい。ご連絡のない場合、更新など重要な連絡ができなくなる恐れがあります。 ○この技術者証を拾得された方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 TEL 03-5733-5311	

*様式3は出願時に提出する書類ではありません。合格後に、送付される技術者証の見本となります。

様式4(表)

業務用冷凍空調機器
第二種冷媒フロン類取扱技術者講習
受講票

受講者用

第2種
冷媒フロン類
取扱技術者

受講・受験会場	第 回	会 場	※受講番号	
受講開始日	年	月	日	

フリガナ	
氏 名	
生年月日	西暦 年 月 日生

写真貼付欄
(カラー写真)
正面無帽
3ヵ月以内撮影
タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

注) 縦3cm×横2.4cmの無帽・正面・無背景でカラーの顔写真を写真の欄に
ノリ付けしてください。(写真は3ヵ月以内に撮影したもの)
また、写真の裏面には、氏名を必ずご記入願います。

撮影年月日
年 月

※欄は記入しないで下さい。

業務用冷凍空調機器
第二種冷媒フロン類取扱技術者講習
受講票

主催者用

第2種
冷媒フロン類
取扱技術者

受講・受験会場	第 回	会 場	※受講番号	
受講開始日	年	月	日	

フリガナ	
氏 名	
生年月日	西暦 年 月 日生
現住所	〒
電話番号	()
勤務先名	
勤務先住所	〒
電話番号	()

写真貼付欄
(カラー写真)
正面無帽
3ヵ月以内撮影
タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

撮影年月日
年 月

注) 縦3cm×横2.4cmの無帽・正面・無背景でカラーの顔写真を写真の欄に
ノリ付けしてください。(写真は3ヵ月以内に撮影したもの)
また、写真の裏面には、氏名を必ずご記入願います。

様式4(裏)

受講者用

第2種

冷媒70㏩類
取扱技術者

受講票記入要領

- 1) 記入は黒か青字で楷書で丁寧に記入して下さい。
 - 2) 数字は算用数字を用い、フリガナはカタカナを用いて下さい。
 - 3) 受講者は※印のある欄を除き、全部記入して下さい。
 - 4) この受講票は、必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、受講願書(様式2)と一緒に事務局へ送付して下さい。受講番号を記入してご返送します。
 - 5) 受講票は、当日必ずご持参下さい。当日ご提示されない場合は、受講・受験はできません。
-

第二種冷媒フロン類取扱技術者講習申込みチェックリスト

受講申込みに際し、願書等を送付する前に、必ずこのチェックリストでご確認下さい。

実務経歴書（様式1）		チェック欄
	有資格者の場合： 冷凍空調機器・設備の保守サービス実務経験（※）年数は、1年以上ありますか？	
①	無資格者の場合： 冷凍空調機器・設備の保守サービス実務経験（※）年数は、3年以上ありますか？ （※）「実務経験」とは、原則として「冷凍空調設備業」を行っている企業でかつ「高圧ガス販売」事業所において、業務用冷凍空調機器の施工、保守・メンテナンス業務の経験のことです。他の業種等の実務経験では、受講できません。	
②	受講者が⑨ウの「高圧ガス製造保安責任者（甲種・乙種・丙種化学又は機械）」の方は、「冷凍空調機器の製造・品質管理業務年数」は5年以上ありますか？	
③	証明者は、所属企業の代表者または事業所の責任者、部長などの責任のある立場の人ですか？（個人事業主等の場合は、親会社、元請会社の代表者・責任者でも可。）	
④	「証明者との関係」は、「社員」や「下請」、「協力会社社員」等、証明者とのつながりを記入していますか？	
⑤	証明者が受講する場合は、一番下の誓約欄に記入、押印していますか？ （例えば、受講者が代表者である場合）	
⑥	証明者欄に押印していますか？	
受講願書（様式2）		
①	写真は、カラーで鮮明なものですか？（試験に合格した場合は、この写真が技術者証に載ります。）	
②	受講希望会場名は、記入されていますか？	
③	「氏名」欄に押印していますか？	
④	該当する受講資格をお持ちですか？お持ちでない場合、⑩の「上記①～⑨の資格の保有なし（無資格）」に○印をしていますか？	
⑤	有資格者の場合、該当する受講資格に○印をしていますか？	
⑥	⑤の受講資格の該当する「種・級・区分」にも○印をしていますか？	
⑦	裏面をお読みいただきましたか？	
⑧	有資格者の場合、該当する資格の証明書の写しを添付していますか？ 1)「RRC冷媒回収技術者」で登録証を紛失等している場合、第二種講習受講のための「受講資格証明書」を発行しますので、ご本人よりJRECOに連絡して下さい。（電話：(03)5733-5311） 2)「RRC冷媒回収技術者」の場合、資格が失効していても受講できます。その場合、失効した登録証の写しを添付して下さい。（添付できない場合は、本人がJRECOに連絡の上、「受講資格証明書」の発行を依頼し、それを添付して下さい。）但し、資格が失効している場合、受講料は通常の23,100円（税込み）となります。 ※資格が有効であるのに、古い登録証を見てご本人が失効していると判断してしまう場合もあるので、十分ご注意ください。受講申込み後、資格有効であることが判明しても差額の返金等はありません。 → 事前にJRECOに連絡をいただければ、JRECOで確認は可能です。（電話：(03)5733-5311）	
⑨	受講資格がRRC冷媒回収技術者で、受講料17,600円（税込み）で申し込む場合、⑧の資格の証明書（登録証）の写しは、現在資格有効なものですか？	
⑩	身分を証明するものの写しを添付しましたか？	
⑪	受講料の振り込みの控え（写し）を添付しましたか？	
受講票（様式4）		
①	写真を2枚貼付していますか？	
②	写真はカラーで鮮明なものですか？	
③	受講票の裏面は確認しましたか？	

（ご注意） 申請関係書類に記入漏れや不備がある場合は、受講申込みを受け付けできない場合があります。

<提出書類：ご郵送の前に、もう一度ご確認ください。>

☐	1)	受講願書（様式2） （顔写真1葉、）
☐	2)	業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経歴書（様式1）
☐	3)	受講票（様式4） （顔写真2葉を貼付）
☐	4)	添付書類1 受講料の振込み控え（写）（A4用紙）
☐	5)	添付書類2 身分を証明する以下いずれか1つの書類等（A4用紙） （住民票、運転免許証の写し、健康保険証の写し、パスポートの写し）
☐	6)	添付書類3 受講資格を証明する資格者証等の写し（A4用紙） （「無資格者」で受講する場合は不要）

* 4）～6）はA4（同一の用紙で可）の用紙に貼付して下さい。

封筒の前面に、「第二種冷媒フロン類取扱技術者講習申込書在中」と明記の上、
配達記録が残る方法（書留や特定記録等）で郵送して下さい。



一般財団法人

日本冷媒・環境保全機構